

山形市教育 ICT 活用支援業務委託基本仕様書

1. 委託業務の名称

山形市教育 ICT 活用支援業務

2. 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

3. 委託業務対象校

山形市立小学校36校・中学校15校（全51校）

4. 委託業務の目的

情報教育の推進を図るため、教育の情報化及びプログラミング教育実践、情報教育全般に関するコーディネイト、コンサルテーションを行うとともに、市内小・中学校に配備されているタブレット端末を含めた教育用コンピュータ（以下、「ICT 機器」という。）ならびに学校間をつなぐ情報ネットワーク環境を教育活動に有効に活用し、授業や学習活動での ICT 機器の活用に関する支援体制を整え、ICT 支援員の派遣によってこれを実施するため。

5. 委託業務の内容

- (1) 教育の情報化及び情報教育全般に関するコーディネイト及びコンサルテーション（学校への提案、働きかけも含む）
- (2) 教職員及び児童生徒への操作指導並びに ICT 機器の活用に関する支援
- (3) 校内における情報教育研修への支援
- (4) ICT 機器を活用した授業および特別活動等への支援
- (5) 情報教育（プログラミング教育を含む）の指導計画作成に関する相談・支援
- (6) ソフトウェア管理や不正アクセス等防止対策に関する助言
- (7) 技術面に関する相談や不具合等に関する一時対応
- (8) プログラミング教育に関する授業の支援及び児童生徒が使用するソフトウェアとコンピュータの操作支援
- (9) 児童生徒の実態に応じた教材の改善
- (10) 総合学習センターで行う教育関連研修会での補助

※参考として、想定される具体的内容例を次に示す。

○授業支援

・授業づくり、教材づくり、ICT 機器活用等についてのコーディネイト及びコンサルテーション

・コンピュータ室・普通教室における授業支援・ICT 機器操作等の指導補助

○ホームページ支援

・学校ホームページの作成や更新等支援

- ・年度更新作業（新年度ホームページの作成、過去のデータの削除等）支援
- 教職員研修会に対する助言・相談および教職員向け研修会の講師
 - ・学校で企画された情報教育に関する研修内容についての助言や講師
- プログラミング教育に関する授業の支援
 - ・プログラミング教材の提供と児童生徒の実態および授業指導案に応じた教材の改善
 - ・児童生徒の端末操作支援・補助
 - ・ICT 機器を使用したプログラミング授業の指導補助及び児童生徒の端末操作補助
- プログラミング教育実践事例の集約
 - ・各校の授業実践事例の記録、収集、分析、整理
 - ・プログラミング教材の提供及びプログラミング教育の情報提供
- 実践事例情報発信用ホームページの作成
 - ・プログラミング教育実践紹介用特設ホームページの作成及びデータ更新作業
 - ・各校の授業実践事例データ及びプログラミング教材のアップロード
- その他の授業や特別活動等での活用支援
 - ・長崎原爆祈念資料館とテレビ会議システムで結んでの平和学習の調整と運営
 - ・各学校と山形市少年自然の家とのテレビ会議補助
 - ・新しい ICT 機器やソフトウェア導入時の設定等の補助

6. 資格要件

- (1) 山形市内に事務所等をもち、市内事務所等から市立小中学校への支援業務に速やかに支援員を派遣できること。
- (2) 支援員は、学校の支援依頼の内容に応じ、時間、授業数、対応回数など柔軟に対応すること。
- (3) 支援員は、山形市教育情報ネットワーク及び小・中学校の情報教育に精通すると共に、学校における学習サポート実務経験を有し、教育の情報化及び情報教育に関する知識と経験を有するものであること。
- (4) 継続的、計画的な支援を実現可能な体制を確保すること。
- (5) 業務遂行に支障のないよう、人員を確保したうえで対応をはかること。
- (6) 山形市の学校情報セキュリティポリシーを遵守し、業務にあたること。

7. 業務実施体制

次により、継続的・計画的な運用支援を可能とする体制及び支援員数を確保するものとする。

(1) 派遣可能な支援員の確保

山形市内に事務所もしくは本社をおき、学校からの要請に対し速やかに対応する体制を整備すること。

複数の学校からの同時要請に十分に対応できるように派遣可能な人員 1 2 名以上を確保すること。支援員の派遣にあたっては、効率的な業務の遂行のために支援授業数を午前 3 コマ、午後 3 コマを上限として弾力的な運用体制を敷くものとする。

なお、授業 1 コマは、小学校にあつては 45 分、中学校にあつては 50 分とする。

(2) 各小・中学校のサポート業務の総時間、総回数

委託期間中の単年度あたりの授業実践の支援は総時間をおよそ5600時間、支援員の総派遣回数は約1800回を目途とする。なお、当該数量はあくまで目途であり、数量を保証するものではない。

(3) 管理責任者の配置

業務を管理する責任者を配置すること。ただし、当該責任者はICT支援員資格（ICT支援員能力認定試験）、又は同等の知識及び技術を有している者であること。

なお、当該責任者は支援員との兼任を妨げないものとする。

(4) 支援員の資格等

ア 学校からの支援依頼の内容に応じ、時間・授業数など柔軟に対応できること。

イ 山形市教育情報ネットワーク及び小中学校の情報環境に精通していること。

ウ 学校における学習サポート実務経験を有し、教育の情報化及び情報教育に関する知識と経験を有すること。

エ 文教分野に関する支援者研修会等に定期的に参加していること。

オ その他特に必要と認められるもの。

8. 業務実績報告

(1) 毎回のサポート業務内容報告に関しては、定型フォーマット（学校名、訪問担当者名、訪問日時、内容等を記載）により、月毎に学校教育課に提出すること。

(2) 実施状況については、毎月、月別・学期別等統計データを提出すること。

(3) 毎月1回程度、日程を決めて学校教育課と打ち合わせをもち、業務の報告を行うこと

(4) 学校間における運用支援実施内容の共有化を図るために、学校向けの情報提供を行うこと。

9. 小・中学校からの業務依頼を受理する方法

(1) 業務依頼を受理する方法として、メール、電話、FAXなど複数の方法を準備すること。

(2) 学校からの依頼日時を調整の上、確定した支援日時を学校に通知するとともに、学校教育課に報告すること。

10. その他

(1) 受託者及び支援員は、委託業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

(2) 本事業の実施にあたり、作成したマニュアルや資料等の電子データ、成果報告書などの成果物の著作権等は、山形市が所有する。

(3) 業務の詳細等については、学校教育課と事前打ち合わせの上業務を遂行すること。

(4) 総合学習センターにおいて、ネットワークシステムに関する説明会や学校設備に関する説明会等が開催される場合には同席し、研修を受講すること。

(5) 総合学習センターが開催する情報教育研修講座において、その補助を行うこと。

(6) 専用Webページを作成するなどの方法により、支援内容や予約状況などの情報を学校に対して、随時発信するよう努めること。

(7) この仕様書に定めのない事項及び業務内容に疑義が生じた時は、両者協議の上、委託者の指示に従い実施するものとする。